

議案第 61 号

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 1 日 提 出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
61号	1

守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実現するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するためには必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供できる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案	頁数
61号	3

提案理由（議案第61号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により条例で規定することとされた事項を定めた条例を制定するものです。

主な内容は、マイナンバーを含む個人情報を市の内部における庁内連携により利用できる事務及び他の執行機関へ提供できる事務を定めることにより、各種申請等における添付書類の省略など市民サービス向上を図るものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。